

**公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟（JBLSF）**  
**運営規程**

**1. 資産及び会計運用管理規定**

（適用範囲）

第1条 資産及び会計の運用管理については、定款の定めに従うほか、この規程の定めるところによる。

（管理責任者）

第2条 資産及び会計の運用管理の責任者は会長とする。

（管理）

第3条 資産のうち、現金は手許金及び銀行の預金等の形で、設備及び備品は事務所等において善良な管理者の注意をもって、それぞれ維持及び管理する。

（会計原則）

第4条 会計は、一般に公正妥当と認められる会計原則の慣行に従うものとする。

**2. 競技者登録規定**

（強化スタッフ、国内・国際審判員）

第5条 強化スタッフ及び審判員は、登録競技者として登録されている者に限る。

（競技者登録）

第6条 本連盟の登録競技者は日本国籍を有し、加盟団体の統轄区域内に居住又は勤務し、もしくは所属クラブを有する者で、その地区統轄加盟団体に登録手続きを行い、この連盟に登録された者をいう。ただし、外国籍の者で日本に6ヶ月以上居住し、本連盟の目的に賛同する者は、資格審査を経て登録競技者となることができる。

第7条 本連盟の登録者は、以下の通り区分する。

- (1) 強化スタッフ
- (2) 国内・国際審判員
- (3) 各競技成年競技者
- (4) 各競技少年競技者（高校生以下）

（登録手続）

第8条 本連盟の登録競技者になろうとする者は、事業年度ごとに、氏名、住所、生年月日、所属クラブ、登録競技者の種別等を所定の登録用紙に記入の上、登録料を添えて、所属区域の加盟団体を經由して本連盟に申請しなければならない。

2 追加登録および登録変更の受け付けは、事業年度内に所定の手続により加盟団体を經由して本連盟に申請しなければならない。

（登録料）

第9条 登録競技者の登録料は、別表1に定める通りとする。

2 本規程第7条における(1)と(2)の区分を重複して登録する場合は、登録料の高い区分の登録料1区分を支払うものとする。

(登録競技者の所属団体)

第10条 登録競技者が所属する加盟団体はいかなる場合も1つに限られる。

(所属団体の変更)

第11条 登録競技者が年度途中で所属団体を変更するときは、現在所属する加盟団体の承諾を得なければならない。その場合、新所属加盟団体へ前所属加盟団体の登録変更承諾書を提出しなければならない。

(代表出場権)

第12条 本連盟並びに加盟団体が主催、主管または後援する競技会及び事業に参加する選手は、本連盟の登録競技者に限る。ただし、本連盟が普及の目的をもって開催する競技会の参加者、本連盟の招待者、役員の一部はこの限りでない。

2 登録競技者は、本連盟及び加盟団体以外のものを代表して競技会に参加することはできない。登録競技者でその本人が学籍を有する大学や高等学校を代表する場合及び本連盟或いは加盟団体が認めるときはこの限りでない。

(外国人競技者の出場資格)

第13条 外国人競技者が、本連盟の公認する競技会へ出場を希望するときは、その者の所属する国の競技連盟から有資格者であること及び競技会参加許可に関する証明書を得て、これを提出すれば、当該競技会の規定に基づき参加を認めることができる。

(アンチ・ドーピング)

第14条 本連盟の登録競技者及び競技関係者は、IBSF及びFIL並びに(公財)日本アンチ・ドーピング機構(以後「JADA」と呼ぶ)のアンチ・ドーピング規定の適用を受け、この連盟は、IBSF及びFIL並びにJADAのアンチ・ドーピング活動を積極的に支援する。

2 本連盟の係わる競技会におけるアンチ・ドーピング活動は、IBSF及びFIL又はJADAのアンチ・ドーピングに関する規定及び手続に則り、厳格に実施される。

(スポーツ仲裁機構)

第15条 この連盟における競技会への参加資格、代表競技者の選定、ドーピング検査結果に基づく処分などボブスレー・リュージュ・スケルトン競技またはその運営に関して、この連盟またはその機関の決定に対して競技者またはその競技者の所属する団体が不服申立をした場合は、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決される。

### 3. 会員に関する規定

(入会金)

第16条 正会員、賛助会員の入会金は必要としない。

#### 4. 理事に関する規定

（理事候補者の選考）

第 18 条 役員選考委員会規程に従い、役員選考委員会が理事の候補者を選考する。

#### 5. 役員の定年に関する規定

（役員の定年）

第 19 条 理事及び監事は、就任事業年度 6 月 1 日現在においてその年齢が 70 才未満でなければならない。任期期間中において 70 才以上になった者は、その任期期間中は在任するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、日本国籍を有する関係諸団体の代表及び当該人物が再任されないことで本会の運営に著しい支障が生じると判断される者は、理事会の議決並びに会員総会の承認を得て、70 歳を超えても在任できる。

#### 6. 理事の再任に関する規定

（理事の再任回数の制限）

第 20 条 理事の再任は通算 5 期までとする。ただし、5 期目の任期終了後、4 年の期間を経た後は新たに理事候補者となることができる。

2 前項の規定にかかわらず、日本国籍を有する関係諸団体の代表及び当該人物が再任されないことで本会の運営に著しい支障が生じると判断される者は、5 期を超えて選考・再任することができる。

#### 7. 役員等に関わる費用の支払に関する規定

（費用の支払）

第 21 条 正会員、理事、監事及び顧問には、その職務を行なうために要する費用の支払をする場合がある。

2 経費は、原則として受領者の指定する銀行口座への振込の方法により支払う。この場合には、振込の記録をもって領収書に代える。

#### 8. 委員会に関する規定

（総務委員会）

第 22 条 総務委員会は、下記事項を管轄して実施する。

- (1) 登録競技者の登録
- (2) （公財）日本オリンピック委員会・（公財）日本スポーツ協会及び国内関係団体との総務上の連絡・調整
- (3) 加盟団体及び役員との連絡調整
- (4) その他連盟の総務に関する事項

2 IBSF・FIL 及び各外国関係団体との競技、強化、国際競技会又は国際規則に関する連絡・調整については、ハイパフォーマンス本部及び国際情報担当と連携して行う。

（総務委員会の構成）

第 23 条 総務委員会委員長は理事会において選任する。

2 総務委員会委員は、各道府県連盟事務局長、または同連盟の長が指名した者とする。

（ハイパフォーマンス本部）

第 24 条 ハイパフォーマンス本部は、ボブスレー、リュージュ及びスケルトンの競技力向上、代表選考・派遣、国際競技会対応、医科学、安全、アンチ・ドーピング、用具、発掘育成、指導者養成、国内大会の競技運営及びこれらに係る会議体・証跡管理に関する事項を統括し、下記事項を管轄して実施する。

- (1) 強化計画及び競技力向上に関する事業計画の作成・実行・報告
- (2) 代表選考、派遣基準、強化指定、認定及び国内・海外拠点に関する事項
- (3) 国際大会エントリー、IF ライセンス、クォータ、国際規則及び IBSF・FIL との競技に関する連絡・調整
- (4) 遠征計画、輸送、宿泊、保険、安全確認その他遠征ロジに関する事項
- (5) 競技選手の発掘、育成、強化、一貫指導体制及び FTEM その他パスウェイ整備に関する事項
- (6) コーチ、スタッフの配置、評価及び指導者養成に関する事項
- (7) 競技関係規則・規約、競技用具、ソリ、ランナー、マテリアル及び規程適合に関する事項
- (8) 種目・競技間の連携の推進
- (9) JADA、JISS、NTC その他関係機関との競技・強化に関する連絡・調整・連携
- (10) 競技の医事並びに科学に関する事項
- (11) 安全、セーフガーディング、事故報告及び競技活動に係るリスク管理に関する事項
- (12) 国内大会における競技要項、競技進行、競技規則適用、競技結果公表その他競技運営に関する事項
- (13) 理事会への上申、報告及び理事会決定事項の実行に関する事項
- (14) その他ハイパフォーマンス領域に関する事項

（HP 本部会）

第 27 条 ハイパフォーマンス本部に、ハイパフォーマンス本部会を置く。

2 ハイパフォーマンス本部会（以後『HP 本部会』と呼ぶ）は、ハイパフォーマンスディレクター（以後『HPD』と呼ぶ）が議長となり、ハイパフォーマンスアシスタントディレクター（以後『HPAD』と呼ぶ）、事務局長又は事務局、競技別強化責任者、International Relations Officer（国際情報担当）、Head Trainer、Safeguarding Officer、Material Officer、Competition Operations Lead、発掘育成担当、指導者養成担当、その他 HPD が必要と認める者で構成する。

3 HP 本部会は、強化計画、代表選考、派遣、国際情報、遠征、医科学、安全、用具、育成、国内大会の競技運営その他ハイパフォーマンス領域の重要事項を横断的に審議し、遅延事項、理事会付議事項、外部依存事項及び重大リスクを整理し、必要に応じて理事会に上申する。

4 代表選考、重要な派遣、重要な予算、重要規程、重要人事、重大リスクその他理事会の決議を要する事項については、理事会の決定を要する。

5 HP 本部会の審議事項、決定事項、保留事項及び理事会上申事項は、審議メモその他の記録により保存する。

（ハイパフォーマンス本部の構成）

第 27 条の 2 ハイパフォーマンス本部に、HPD、HPAD、競技別強化責任者、International Relations Officer（国際情報担当）、Head Trainer、Safeguarding Officer、Material Officer、大会運営委員長、発掘育成担当、指導者養成担当、事務局その他必要な担当を置くことができる。

2 HPD は、ハイパフォーマンス本部を統括し、強化、選考、派遣、国際情報、医科学、安全、アンチ・ドーピング、用具及び育成に関する重要事項を取りまとめるとともに、理事会付議、会議体・情報共有、優先順位設定及び進捗管理を担う。

3 HPAD は、HPD を補佐し、強化、選考、遠征、国際手続標準化、用具、大会競技運営その他ハイパフォーマンス領域の実務執行を担う。

4 International Relations Officer（国際情報担当）は、IBSF・FIL その他国際関係団体の情報、国際規則、IF ライセンス、クォータ、国際会議、通訳・要約、他国連携及び公式照会に関する確認、共有及び記録管理を担う。

5 Head Trainer は、医科学計画、コンディション管理、女性アスリート支援、帯同設計その他医科学サポートの設計及び運用を担う。

6 Safeguarding Officer は、安全、相談窓口、セーフガーディング、アンチ・ドーピング、リスクモニタリング及び重大事案の初動確認を担う。

7 Material Officer は、ソリ、ランナー、車両、工具、競技用具、NTC、規程適合、加工・整備及び用具台帳に関する確認、整備、管理及び技術的助言を担う。

8 大会運営委員長は、ハイパフォーマンス本部運営、遠征、選考及び大会競技運営を接続し、HPAD 機能と大会競技運営の実務調整を担う。

9 指導者養成担当は、強化部又はハイパフォーマンス本部内の担当機能として、指導者講習、資格、更新、コーチング品質向上、スタッフ育成その他指導者養成に関する実務を担う。

10 前各項に定める役職、担当及び権限の詳細は、理事会が承認する運営体制又は別に定める細則により定めることができる。

（アスリート委員会）

第 27 条の 3 アスリート委員会は、選手の意見を連盟運営に反映し、競技環境、選考、派遣、安全、相談窓口、育成その他選手に関係する事項について意見の集約及び提言を行う。

2 アスリート委員会の構成、委員の選任その他必要な事項は、理事会が別に定める。

（アスリート共創会議）

第 27 条の 4 HPD、事務局長、アスリート委員長は、選考、遠征、安全、相談窓口、FTEM、育成、事業計画その他選手に関係する重要事項について共有及び協議を行うため、アスリート共創会議を置くことができる。

2 アスリート共創会議は、会長、HPD、HPAD、事務局長、アスリート委員長及びアスリート委員会を中心に構成し、正式な意思決定機関ではなく、協議及び意見集約の場とし、必要に応じて HP 本部会又は理事会に上申又は報告する。

（運用会議）

第 27 条の 5 HPD、事務局長、マーケティング委員長、大会運営委員長その他関係者は、HP 実行 MTG、週次進捗会、事務局会、大会運営委員会、マーケティング委員会その他の運用会議を必要に応じて置くことができる。

2 前項の運用会議は、進捗確認、遅延事項の早期是正、理事会又は HP 本部会への持込論点の整理、外部依存事項の共有及び正式記録化を目的とするものであり、理事会、HP 本部会又は本規程に定める委員会の決定権限を代替するものではない。

3 運用会議で決定又は実施事項が生じた場合は、事務局又は主担当者が進捗メモ、宿題一覧、議事メモその他の記録を作成し、連盟が指定する正式な方法により保存及び共有する。

（大会運営委員会）

第 28 条 大会運営委員会は、国内大会運営（運営管理）を主たる所管とし、大会運営部、審判に関する機能及び必要な大会プロジェクトを置くことができ、下記事項を管轄して実施する。

大会運営に関する機能

- (1) 国内・国際競技大会開催計画の作成
- (2) 国内・国際競技大会のための事業予算の作成並びに実行・管理及び決算・報告
- (3) 国内・国際競技大会の開催・実施
- (4) 競技大会役員の育成・指導
- (5) 大会の運営管理、安全計画、収支管理、広報、協賛及び事後評価に関する事項
- (6) その他連盟の競技大会に関する事項

審判に関する機能

- (1) 競技大会審判員の育成・指導・認定
- (2) 競技規則・規約書の発行
- (3) その他連盟の競技大会審判員に関する事項

2 国内大会の競技運営（競技要項、実施運用、競技進行、競技規則適用及び結果公表等）に関する事項は、Competition Operations Lead その他ハイパフォーマンス本部関係者と大会運営委員会が連携して行う。

（大会運営委員会の構成）

第 29 条 大会運営委員会委員長は理事会において選任する。

2 大会運営に関する責任者、審判に関する責任者及び大会運営委員会委員は大会運営委員会委員長が指名し、理事会において選任する。

（コンプライアンス・倫理委員会）

第 30 条 コンプライアンス・倫理委員会は、コンプライアンスを実現するために次に掲げる事項を行う。

- (1) コンプライアンスに関する方針、体制及びその他関連する諸規程等の作成・制定
- (2) 違反行為対象者へのヒアリング
- (3) 違反行為についての委員会裁定と理事会への上程
- (4) コンプライアンス上解決すべき課題への対応
- (5) コンプライアンスについての啓発
- (6) コンプライアンス対応状況の確認並びに方針及び体制の見直し
- (7) 暴力、ハラスメント、利益相反、安全、セーフガーディング、通報及び相談に関する重大案件への対応
- (8) その他、コンプライアンスを実現するために必要な事項  
(コンプライアンス・倫理委員会の構成)

第 31 条 コンプライアンス・倫理委員会委員長は、理事会において選任する。

2 コンプライアンス・倫理委員会は、代表理事、専務理事、事務局長、法務顧問のほか、コンプライアンス委員として適任と判断され、理事会において選任された者で構成する。

3 本条第 2 項の他に、専門の知識を有する者を委員とすることが出来る。当該委員はコンプライアンス・倫理委員会委員長が指名し、理事会において選任する。

4 監事はコンプライアンス・倫理委員会に出席して、意見を述べることができる。

5 委員が審議対象事案について利害関係を有する場合、当該委員は当該事案の審議及び決議に加わることはできない。

(コンプライアンス・倫理委員以外の者の出席)

第 32 条 コンプライアンス・倫理委員会委員長は、必要に応じ、委員以外の者をコンプライアンス・倫理委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(コンプライアンス・倫理委員会の開催)

第 33 条 コンプライアンス・倫理委員会は、委員長が招集し年間 1 回以上開催する。ただし、コンプライアンスに係る解決すべき事項が生じたときは速やかに開催するものとする。

(コンプライアンス・倫理委員会の議事)

第 34 条 コンプライアンス・倫理委員会は、構成員の過半数の出席により成立し、その決議は構成員の協議を経て決定する。

(機密保持義務)

第 35 条 コンプライアンス・倫理委員会に関与する者は、その業務に関して知ることができた機密を漏らしてはならない。その者がその職を退いた後も、同様とする。

(マーケティング委員会)

第 36 条 マーケティング委員会は、必要に応じてマーケ・広報に関する運用会議を置き、下記の事項を管轄して実施する。

- (1) 各競技に共通する連盟全体のマーケティング
- (2) 新規スポンサーの開拓
- (3) 公認スポンサー、サプライヤーその他連盟の商業的権利の保護及び競合確認
- (4) JBLSF ロゴ、代表表示、個人スポンサー表示及び広告・表示に関する確認
- (5) JOC 連携事業、広報、露出及び普及活動に関する事務局及びハイパフォーマンス本部との連携

(マーケティング委員会の構成)

第 37 条 マーケティング委員会委員長は理事会において選任する。

- 2 マーケティング委員会委員は、マーケティング委員長が指名し、理事会において選任する。

## 9. 事務局運営規定

(適用範囲)

第 38 条 事務局の運営については、定款の定めに従うほか、この規定並びに別に定める細則による。

(運営)

第 39 条 事務局は、本連盟の目的及び事業の円滑な実行及び実現のために加盟団体、役員、各委員会、ハイパフォーマンス本部、登録競技者と連携・協力して、合理的かつ効率的に運営されなければならない。

2 事務局は、事務局運営機能を担い、会議運営、議事メモ、タスク管理、期限管理、文書・様式管理、決裁、契約、会計、info メール台帳、国際手続基盤、連盟内外の正式連絡及び予実管理を行う。

3 連盟の正式な予定、締切、通知、審議依頼、承認依頼、議事メモ、成果物及び証跡は、連盟が指定するスケジュール管理ツール、共有フォルダ、メーリングリストその他所定の方法により管理する。会議、遠征、合宿、大会及び提出期限は、連盟が指定するスケジュール管理ツールへの登録を正式な予定・締切の正本として扱うことができる。

4 LINE、口頭、個別連絡その他非公式な方法により決定又は実施事項が生じた場合は、原則として 24 時間から 48 時間以内を目途に正式な記録又は通知の方法へ移すものとする。

5 info メールで受信した IF 情報、国際規則、国際大会、ライセンス、クォータその他ハイパフォーマンス領域に関する重要情報は、International Relations Officer（国際情報担当）が仕分け及び一次確認を行い、HPD、HPAD、事務局長、事務局関係者及び関係担当者へ接続する。

6 事務局は、期限管理、記録管理、スケジュール管理ツールの更新、info メール台帳管理その他運営基盤に関する事項を確認し、その記録を保存する。

## 10. 本規程の変更

(運営規程の変更)

第 40 条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

#### 附則

- 1 本規程は 2012 年(平成 24 年) 6 月 1 日から施行する。
- 2 2014 年(平成 26 年) 5 月 22 日 一部改定
- 3 2015 年(平成 27 年) 7 月 29 日 一部改定
- 4 2016 年(平成 28 年) 1 月 25 日 一部改定
- 5 2021 年(令和 3 年) 6 月 1 日 一部改定
- 6 2022 年(令和 4 年) 6 月 1 日 一部改定
- 7 2022 年(令和 4 年) 7 月 25 日 一部改定
- 8 2022 年(令和 4 年) 12 月 12 日 一部改定
- 9 2023 年(令和 5 年) 7 月 24 日 一部改定
- 10 2025 年(令和 7 年) 7 月 30 日 一部改定
- 11 2026 年(令和 8 年) 6 月 1 日 一部改定(競技委員会廃止、ハイパフォーマンス本部体制及び 2026 年度運営体制実装版の反映)
- 12 競技委員会は、2026 年(令和 8 年) 6 月 1 日をもって廃止する。
- 13 競技委員会が従前有していた強化、選考、派遣、競技運営、競技別基準、医科学、アンチ・ドーピング、用具、国際競技会対応、JISS、NTC その他ハイパフォーマンス領域に関する権限、記録、未了案件及び審議事項は、別段の定めがない限り、ハイパフォーマンス本部又は HP 本部会が承継する。
- 14 施行日前に競技委員会において審議又は承認された事項は、別段の定めがない限り、この規程に基づき HP 本部会において審議又は承認されたものとみなす。ただし、理事会の承認を要する事項については、従前どおり理事会の承認を要する。
- 15 この規程の施行時に現存する細則、規程、基準、様式その他文書において「競技委員会」「競技委員長」「各競技強化部長」その他旧競技委員会に関する表記がある場合は、その内容及び権限の性質に応じて、「ハイパフォーマンス本部」「HP 本部会」「HPD」「HPAD」又は当該競技若しくは機能の責任者に読み替えるものとする。
- 16 前項の読み替えは、関連規程、基準及び様式の改定が完了するまでの経過措置とし、連盟は速やかに関連規程、基準及び様式の整備を行う。
- 17 2026 年 7 月 29 日 一部改定
- 18 本規程は、2026 年 6 月 1 日以後に開始された 2026 年度の活動及びこれに関する手続に適用する。
- 19 2026 年 6 月 1 日から本規程の施行日の前日までに行われた手続、確認、審議、決定及び記録は、本規程の趣旨に反しない限り、本規程に基づき行われたものとみなす。
- 20 前二項の規定は、関係者に新たな義務又は不利益を遡及して課すものではない。
- 21 理事会の承認を要する事項については、別途理事会の承認又は追認を要する。

## 別表 1 登録料

### 1 競技者登録料

|              |         |                                                |
|--------------|---------|------------------------------------------------|
| 強化スタッフ       | 2,000 円 |                                                |
| 審判員          | 2,000 円 | ボブスレー・スkeleton競技及びリュージュ競技の<br>両競技に登録している審判員を含む |
| 成年競技者        | 2,000 円 | 1 競技につき                                        |
| 少年競技者（高校生以下） | 1,000 円 | 1 競技につき                                        |